

Ⅱ 支給決定事務について

重度重複加算にかかる重複の判断について

障害程度区分の判定を実施した際、重複障害者については、概ね「A」区分として判定される。

しかしながら、重複障害者の中でも、特に3種以上の重複障害を有する者については、より支援の必要性が高い者として、支援費基準において加算を設けることとしたものである。具体的な判断に当たっては、次により行われたい。

(1) 対象となる障害

障害程度区分が「A」と判定された者であって、以下の7種の障害のうち3種以上重複する場合に加算の対象とする。

- ・ 肢体不自由
- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚・平衡機能障害
- ・ 音声・言語・そしゃく機能障害
- ・ 内部障害（心臓、じん臓若しくは、呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害）
- ・ 知的障害
- ・ 精神障害（知的障害を除く）

※ 3種重複の例：視覚障害と聴覚・平衡機能障害と知的障害
視覚障害と内部障害と知的障害

(2) 障害有無の判断

ア 現在施設に入所している者について

- ① 療育手帳及び精神保健福祉手帳を所持している者についてはそれぞれ知的障害、精神障害があると判断する。
- ② 上記手帳を保持していない者であって、知的障害若しくは精神障害が疑われる場合は、すでに交付されている更生相談所からの意見書や判定書、若しくは主治医等からの診断書の中に、以下に示す障害名若しくは疾患名等の表現例と同じ若しくは同等の記述を認める場合について、知的障害・精神障害があるものとして判断する。

知的障害の表現
知的発達障害、知的発達遅滞、知的遅滞、知能障害、精神発達遅滞、精神運動発達遅滞、精神遅滞、自閉症等
精神障害の表現
統合性失調症(精神分裂病)、そううつ病(気分(感情)障害)、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群等

- ③ 上記①及び②により判断しがたい場合であって、知的障害や精神障害が疑われるときは、更生相談所や医療機関の判定・診断を求め判断する。

イ 15年4月以降に新たに施設に入所する者について

① アー①と同様

② 支援費支給申請時に上記手帳を保持していない者であって、知的障害若しくは精神障害が疑われる場合、若しくは施設利用が開始された以後に、新たに精神障害を発病、あるいは精神障害や知的障害の疑いが生じた場合は、更生相談所や医療機関の判定・診断を求め判断する。